

令和8年度

夏目ヶ原浄水場1系急速ろ過池更生業務委託

特記仕様書

長野市上下水道局浄水課

夏目ヶ原浄水場における急速ろ過池更生業務委託にあたり、契約書によるほか、この仕様書により次の事項に留意して業務にあたるものとする。

【 総則 】

1. 適用範囲

この仕様書は、夏目ヶ原浄水場 1 系ろ過池更生業務委託に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、公益社団法人日本水道協会発行「水道施設設計指針・解説」、「水道維持管理指針」、「水道工事標準仕様書〔設備工事編〕」の最新版に準じるものとし、そのほかは監督員との打ち合わせにより決定する。

2. 業務の履行義務

契約書及び仕様書に基づき委託業務を完全に履行するものとする。

3. 業務の概要

本委託では、主に次の項目を実施する。

- (1) 既設ろ過池からのろ材搬出、搬入、ふるい分け、洗浄、不陸整正
- (2) ろ材の一部交換（不足分局支給）
- (3) ろ過池の内壁、下部集水装置清掃及び点検
- (4) 施工前のろ材の状況分析、ろ過水の水質確認
- (5) 試運転作業（濁度・色度・残留塩素確認等）

4. 施設の位置

長野市大字平柴 246 夏目ヶ原浄水場

5. 履行期間

契約日から令和 8 年 9 月 30 日

6. 労務管理

受注者は業務の履行にあたり、労務管理並びに安全管理に関する、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守するものとする。

7. 安全確保

受注者は業務の履行にあたり、業務の安全を確保するため必要な安全措置を講じ、業務が常に安全であるよう努めなければならない。

8. 管理技術者の選任

受注者は業務の履行にあり、管理技術者を選任し、必要事項を記載して届け出るものとする。また、管理技術者に変更がある場合も同様とする。

9. 管理技術者の職務

管理技術者は、契約書及び仕様書の内容を把握し、業務を円滑に履行するよう努めるとともに、技術者の指導監督を適切に行うものとする。

10. 業務実施時期

業務の実施時期については、土、日曜祝日を除く就業時間内とし、施設管理に支障とならないよう監督員と協議により実施する。

11. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務完了後に支払いを行うものとする。

12. 関連工事との調整等

- (1) この委託は、稼働中の施設内での業務であるため、施工に当たっては、監督員との連絡を密にし、浄水場の運転管理に支障を与えないよう施設の保護には特に注意しなければならない。
- (2) 別途施工中の関連工事を行っている場合は、受注者と綿密な連絡調整を行い、相互の工事を円滑かつ安全に施工するよう努めるものとする。

13. 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、以下の業務とする。
 - ①業務工程管理及び施設担当者との実施時期の協議
 - ②業務完了書類作成及び技術的評価
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

14. 提出書類

業務の履行にあたり、次の書類及び監督員から提出を求められた書類を遅延なく提出するものとし、提出部数については監督員の指示によるものとする。

(1) 業務着手前

- ① 管理技術者届
- ② 作業員名簿
- ③ 作業工程表
- ④ 各種資格証の写し
- ⑤ 保菌検査(検便)成績書の写し

(2) 業務完了時

- ① 業務(一部)完了届
- ② 各種検査・状況等報告書
- ③ 業務工程写真

【 業務要領 】

15. 対象ろ過池

- (1) 型式 : 急速ろ過池
- (2) 寸法 : W5,300mm×D6,300mm×ろ層厚 900mm
- (3) ろ過能力 : 1池 約 4,932 m³/日
- (4) ろ過面積 : 約 33.4 m²/池
- (5) 数量 : 4池 (1.2.3.4号)
- (6) ろ層構成 :

アンスラサイト	厚層	200mm
マンガン砂	厚層	250mm
珪砂	厚層	250mm
支持砂利 (2-4mm)	厚層	50mm
支持砂利 (4-6mm)	厚層	50mm
支持砂利 (6-15mm)	厚層	50mm
支持砂利 (15mm-20mm)	厚層	50mm

16. 表洗枝管点検

- (1) ろ材の搬出に先立ち、表洗枝管を損傷しないように注意して撤去すること。
- (2) 枝管の先端ノズルを取外し、内部を洗浄し、錆等の目詰まりを除去すること。

17. ろ材の調査

受注者は、監督員の指示により、ろ過砂のサンプリング等下記に定める調査を行わなければならない。

- (1) ろ材 (ろ過砂・砂利) の厚さ (施工前・施工後)
- (2) ろ過砂の状況 (施工前)
 - ① 試験項目
外観、付着物試験、凝着物試験、ふるい分け試験
 - ② 試料採取
施工前及び施工後に試料採取を行うこととし、採取箇所及び検体数は、設計図書又は監督員の指示による。
 - ③ 試験方法
JWWA A 103 : 2006 (水道用ろ材試験方法) の付録による。
 - ④ ろ過池内の不純物 (汚泥等) の堆積状況
 - ⑤ ろ過池内の不陸調査

- ⑥ マッドホール、ごみ等異物の状況
- ⑦ その他 監督員が指示するもの

18. ろ材搬出工

- (1) ろ材（ろ過砂、砂利）の搬出に当たっては、ろ過池設備（トラフ、表洗管等）に損傷を与えてはならない。損傷を与えるおそれがある場合は、適切に防護を行い作業しなければならない。
- (2) 搬出搬入作業中は、ろ材を周囲に散らかさないように、シート等で養生を行い作業しなければならない。なお、受注者の過失によりろ材の量が不足したと認められる場合は、受注者の責により補充しなければならない。

19. ろ材洗浄工・更生工

- (1) ろ材（ろ過砂、砂利）の洗浄・ふるい分け作業は、監督員が承認した場所に更生プラントを設置して行う。
- (2) 洗浄用水の取出し位置、洗浄排水の排水方法及び排水位置については、事前に監督員と協議し承認を得ること。特に排水に当たっては、砂や砂利等が流出しないよう必要な措置を行うこと。また、使用する洗浄用水は最小限とすること。
- (3) 洗浄・ふるい分け後のろ材を保管のための容器（大型土嚢袋等）は、本業務内で用意すること。また、乾燥や異物の混入を避けるためシートで覆うなど適切な養生を行うこと。
- (4) ふるい分けにより不足したろ材については、局で購入したろ材を使用すること。
- (5) 自社の工場など浄水場外において洗浄・ふるい分け作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。
- (6) ろ過砂は、洗浄濁度が30度以下となるまで洗浄しなければならない。また、アンスラサイト・ろ過砂・マンガン砂の状態を確認し、監督員に示すこと。

20. ろ材搬入工

- (1) ろ材の搬入時は、集水装置等に損傷を与えないように十分注意するとともに、必要に応じて養生を行うこと。
- (2) ろ材の敷き込み厚さは、上記（15-6）ろ層構成のとおりとし、各層毎に監督員の確認検査を受けること。
- (3) ろ材の搬入敷均し後、発注者が行う表逆洗の後、表層のすきとりを必要に応じて行い、設計図書等に定める厚さに仕上げるものとする。

21. ろ床点検工

- (1) 集水装置上部、周壁等はジェット水により洗浄を行い、ろ過池内の異状の有無を点検すること。

- (2) レオポルトブロックの集水工は、1箇所ずつ点検・清掃し、目詰まりをとること。
- (3) レオポルトブロックの目地部は、事前調査を行いその結果を監督員に報告すること。補修が必要目地は、モルタルをはつり、エポキシ樹脂プライマー及びモルタルで補修すること。なお、はつり作業は、レオポルトブロックを損傷しないよう十分注意して行うこと。

22. 発生品

洗浄・ふるい分け作業により発生した、ろ材として再使用できないろ過砂等は、監督員の指示又は設計図書のためにより処分すること。

23. 設備等の使用

業務を実施するために必要な電力は、本業務で仮設する発電機を使用すること。

24. 作業員名簿

- (1) 契約締結後、作業員名簿を提出すること。
- (2) 作業に従事する者を追加及び変更する場合は、新たに作業員名簿を提出すること。

25. 健康診断

- (1) 本委託において、水道施設敷地内に立入る者は、水道法第 21 条に基づいた健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を契約締結後速やかに提出すること。
- (2) 検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌(チフス・パラチフスを含む)、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。
- (3) 保菌検査成績書の有効期限は6ヶ月とし、有効期限を過ぎることなく、健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を提出すること。

26. 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

27. その他

その他の事項については、次のとおりとする。

- (1) 業務に必要としない物を持ち込んで서는ならない。また、許可なく備品類を持ち出してはならない。
- (2) 仕様書の定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び業務の履行にあたり不明な事項については、監督員と協議するものとする。なお、細部の作業事項については監督員の指示に従うものとする。
- (3) 嘔吐および下痢の症状のある者を水道施設敷地内に立入らせてはならない。また、作業に従事させてはならない。
- (4) 履行期間中に嘔吐および下痢の症状があった者を水道施設敷地内に立入らせ作業に従事させる場合は、医師の診断書を提出すること。
- (5) 作業従事者は現場において、名札等身分の証明をできるものを着用、もしくは携帯すること。
- (6) 施工に必要な用地を使用するときは、監督員の承認を受けること。なお、業務終了後は施工場所の清掃等を行い、原形に復旧し、監督員の承認を受けること。